



# “未払残業リスクを軽減する賃金体系”セミナー

消費者金融による過払い金請求がひと段落した今、残業代の未払請求が増えています。多数の要員を抱えた法律事務所、弁護士、司法書士、行政書士がまさに経営者をターゲットに今こちらの領域に力をいれて広告を出しています。例えば、月給30万円、残業時間が月40時間の場合、残業未払状態の場合、月額88,000円、最高2年まで遡れますので、2,112,000円、更に裁判になると付加金が2倍で4,224,000円のリスクを抱えています。これは社員1名分ですので、仮に20名いるといかがでしょうか。アベノミクスにより賃上げが騒がれている“今だからこそすぐ手をうつ”ことが大切です。“会社に貢献する社員と企業を守る経営者を応援する”ため、今まで1500社を超える企業の賃金制度アドバイスを行った講師の経験をもとに、各社の事例を踏まえ解説いたします。緊急セミナーですので、お早めにお申込ください。

- ・基本給や手当に残業代を含んでいると説明している
- ・年俸制を導入している
- ・残業代が明確に規定や賃金に明確になっていない
- ・役職手当で残業代を含んでいると説明している 等

■日時：平成25年7月19日(金)  
9:30～12:00 (開場 9:15～)

■場所：博多借成ビル8階(寺子屋モデルさん)

■講師：株式会社 ブレイン・サプライ  
取締役 松下 卓蔵 (中小企業診断士)

■参加費：一般企業様 1名様 10,000円 (税込)  
弊社会員企業様 1名様 5,000円 (税込)

■定員：30名 (企業経営者 1社3名まで)  
※定員になり次第締め切らせていただきます。

■申込方法：以下記入のうえ、FAXまたはメールにてお申込ください。受付完了のご連絡をお送りいたします。

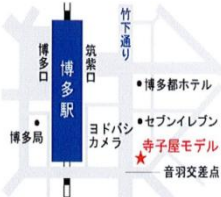
■申込締切：平成25年7月12日(金)

■お問い合わせ先：  
セミナー事務局 木村、宮澤 03-6273-7437  
福岡事務所 上田 070-6646-6553

- セミナー内容(抜粋) ■
1. 昨今の中小企業の賃金事情と労務トラブルリスク
  2. 中小企業の賃金実態
  3. 未払残業が発生する賃金体系とは？
  4. 企業経営者の考えにあった賃金体系事例
  5. 中小企業が簡単に導入できる等級制とは
  6. 社員がやる気を出す手当、不要な手当はこう考える
  7. 貢献度の高い社員が報われる“ブレイン流”手当とは
  8. 成果主義ではうまくいかないこれからの賃金体系とは
  9. 中途採用社員の給与の支払い方はこう考える！
  10. 中小企業のシンプル評価制度の導入法
  11. 賞与は会社の業績分配給としてこう支払う
  12. 新賃金体系を移行するときの留意点はこれ！
  13. 不利益変更の代替措置はどうする？
  14. 社員がやる気を出す本当のしかけとは？ 他 多数

★ここには書ききれない内容が多数ございます。当日ご参加して確かめていただけることをお勧めいたします。

★セミナー会場：博多借成ビル8階(寺子屋モデルさん貸会議室)  
住所：福岡市博多区博多駅東2-5-28  
最寄駅：JR博多駅筑紫口より徒歩5分



■講師：株式会社 ブレイン・サプライ  
取締役 松下 卓蔵 (中小企業診断士)

慶應義塾大学商学部卒業後、三井住友海上火災保険入社。2003年より企業法人開発室にて中堅中小企業の経営支援を担当、講演・研修会の他1,500社を超える企業の賃金制度・経営支援に携わる。2011年より現職。“会社の存続が一番の社会貢献”の考えのもと、中小企業の賃金・評価制度の人事制度の構築、経営計画の立案、幹部・社員向けの研修会を実施。“中小企業を元気に！”“地域を元気に！”“経営者と社員とその家族を幸せに”がモットー。



## “未払残業を軽減する賃金体系”セミナー～ 参加申込書

このままFAX:03-6273-7438 へお申し込みください

会社名		所在地	〒
参加者名/役職名	/	参加者名/役職名	
参加者名/役職名		参加者名/役職名	
TEL/FAX	- / -	E-mail	@

本参加申込書に記入いただいたお客様の情報については、本セミナーと関連する情報提供に使用し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他関係法令・ガイドライン等に従って取り扱います。